

防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、福島県及び山形県（以下「両県」という。）が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するとともに、両県に共通する防災上の課題に対処するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 連絡体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、常時連絡が可能な体制を整備する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システムの活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 緊急物資等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

第5 共通課題の検討

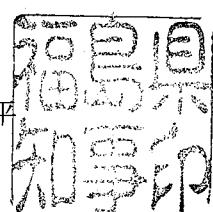
両県は、雪害対策など共通する防災上の課題について、相互に協力し対処するため、情報交換・研究会等を実施し対応を検討する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年2月19日

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤雄平



山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤 弘

